

日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第1)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町補助金等交付規則（昭和45年7月日南町規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の多様な若者（概ね20歳代、30歳代）が中心となっていくまちの賑わい創出、活力創造につながる取組を支援することにより、業種を超えて若者が集い、楽しみを感じながら郷土愛を育み、ひいては町の元気を創り、若者同士の出会いづくり、移住・Uターン促進につなげることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
2 本補助金の補助対象経費は別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額と同表の第4欄に定める額とを比較し、いずれか少ない額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、日南町長が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(調査)

第5条 町は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聞き取り等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
3 本補助金は、交付決定後、概算払いにより全額を一括して支払うことができるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第18条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
2 規則第18条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(情報の公開)

第8条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、町内に広く活動を周知し活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 助成事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助限度額	5 実施期間
若者によるまちの活力創造事業	概ね10人以上の若者で構成される団体・グループ	<p>○事業実施に必要な経費</p> <p>【報償費】 ・指導者、講師謝金等</p> <p>【需用費】 ・消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等</p> <p>【役務費】 ・通信運搬費、広告料、手数料、保険料、受講料等</p> <p>【使用料及び賃借料】 ・機器等使用料、施設使用料等</p> <p>【委託料】 ・業務委託費（イベント運営、テント設営等）</p> <p>○その他、事業実施にあたり町長が必要と認めた経費</p>	1団体・グループ当たり 500千円	交付決定の属する年度中

別紙

申請団体調書

区 分	内 容		
1. 名 称		2. 設立年	
3. 活動内容			
4. 構成人数	名		
5. 構成名簿 ※別途添付可 ※すべての構成 員について記 載してくださ い。この場合、 20歳代、30歳 代とそれ以外 の者が分かる ように記載し てください。			
6. 昨年度ま での実績、 今後の展開 等 ※別途添付可			

発 号
令和 年 月 日

様

日南町長 中村 英明 印

令和〇年度 日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付で申請のあった令和〇〇年度日南町若者によるまちの活力創造支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和45年日南町規則第22号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1. 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、令和〇〇年〇月〇日付で申請のあった令和〇〇年度日南町若者によるまちの活力創造支援事業とし、事業の内容は当該申請書の事業計画書記載のとおりとする。

2. 交付決定額

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金〇〇, 〇〇〇円

3. 補助事業は交付決定を受けた年度中に完了しなければならない。

4. 補助事業の内容を変更しようとする時は、あらかじめ変更承認申請書を提出して承認を受けなければならない。

5. 補助事業が完了した時は、別に指示するところにより実績報告書を提出すること。

6. 補助事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該助成事業に係わる帳簿、書類、その他物件を検査することがある。

7. 補助事業はこの通知のほか、日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。